

国道１５３号伊勢神地区防災検討会 規約

（目的）

第１条 国道１５３号伊勢神地区（豊田市明川町～小田木町）について、国道１５３号伊勢神地区防災検討会（以下「検討会」という。）を設置し、伊勢神地区の異常気象時通行規制区間の緩和・解除に向けた整備方針を検討するにあたり、専門的な観点から指導・助言を行うことを目的とする。

（内容）

第２条 検討会は、次の各号に掲げる事項について指導・助言を行い、その結果をとりまとめるものとする。

- （１）国道１５３号伊勢神地区の整備方針に関すること
- （２）その他

（構成）

第３条 検討会は、学識経験者及び行政からなる会員で構成され、名簿のとおりとする。

- ２ 検討会には、会長を置くこととする。
- ３ 会長は、検討会の会務を総括する。

（検討会）

第４条 検討会は、必要に応じ会長が招集する。

- ２ 会長は、必要があると認められるときは、検討会に構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- ３ 会議の開催が困難な場合には、書面決議等により検討会の開催に換えることができる。

（設置期間）

第５条 検討会の設置期間は、第１条の目的を達成するまでとする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 計画課、管理第二課に置くものとし、検討会の円滑な運営にあたることとする。

（その他）

第7条 本規約に定めのない事項については、検討会に諮り決定することとする。

附則

この規約は、令和2年3月10日から施行する。

別表 1

国道 1 5 3 号伊勢神地区防災検討会 構 成 員

所 属	役 職
名城大学 理工学部 教授	板橋 一雄 ※会長
名古屋工業大学 工学部 准教授	鈴木 弘司
一般社団法人 日本応用地質学会 顧問	米田 茂夫
名古屋国道事務所 所長	望月 拓郎